

「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」の中間見直し（中間案）に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方（案）

令和5年3月29日

宮城県では、「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」の中間見直し（中間案）」について、令和 4 年 10 月 12 日から令和 4 年 11 月 11 日までの間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、1 個人から合計 1 件の貴重な御意見・御提言をいただきました。

今後の県政運営の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

御意見・御提言に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

箇所	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
IV 計画で推進する施策及び事業 3 子どもの成長を支える教育の推進 (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備と社会参加の促進 ハ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	有害図書は、子どもの健全な成長・育成に悪影響を及ぼす恐れがあるとの理由で指定されるものの、実際に使われる際には単に「有害図書」として扱われ、表現や経済活動の自由の権利を侵す危惧があることから、公的に使用する呼称として不適切であり、より価値中立的な名称への変更を求める。	本計画においては、「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」の取組に、青少年健全育成条例に基づく有害図書類対策として明記し位置付けていることから、「有害図書類」の表記は変更しないこととします。